



2019年5月10日

各 位

会 社 名 株式会社東葛ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 石塚俊之
(J A S D A Q ・ コード 2 7 5 4)
問合せ先 管理部長 高橋 輝
(T E L 0 4 7 - 3 4 6 - 1 1 9 0)

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、本年6月に開催予定の当社第53期定時株主総会で承認されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行および定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付けの「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しております。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 監査等委員会設置会社への移行の目的

取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 監査等委員会設置会社への移行の時期

本年6月に開催予定の当社第53期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の目的

監査等委員会設置会社に移行するため、会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、並びに重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

インターネットの普及に鑑み、法務省令に定めるところに従い、株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、提供したものとみなすことが出来るようにするための規定を新設するものであります。

上記に伴う条数の変更とともに、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日(予定) 2019年6月26日

定款一部変更の効力発生日(予定) 2019年6月26日

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 ~ 第 1 1 条 (条文省略)	第 1 条 ~ 第 1 1 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 1 2 条 ~ 第 1 3 条 (条文省略)	第 1 2 条 ~ 第 1 3 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</u>
	第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類(当該連結計算書類に係る会計監査報告および監査報告を含む)に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第 1 4 条 ~ 第 1 6 条 (条文省略)	第 1 5 条 ~ 第 1 7 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
【取締役会の設置】	【取締役会の設置】
第 1 7 条 (条文省略)	第 1 8 条 (現行どおり)
【取締役の員数】	【取締役の員数】
第 1 8 条 当社の取締役は、10名以内とする。	第 1 9 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。
(新 設)	2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。
【取締役の選任】	【取締役の選任】
第 1 9 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	第 2 0 条 当社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 (条文省略)	3 (現行どおり)
(新 設)	4 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会におい

(新設)

【取締役の任期】

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(新設)

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新設)

【取締役会の招集権者および議長】

第21条 (条文省略)

【代表取締役および役付取締役】

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 (条文省略)

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会の招集通知】

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【取締役会の決議の方法】

第24条 (条文省略)

てあらかじめ監査等委員の補欠者(以下「補欠者」という。)を選任することができる。

5 前項の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

【取締役の任期】

第21条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削除)

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

【取締役会の招集権者および議長】

第22条 (現行どおり)

【代表取締役および役付取締役】

第23条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役から代表取締役を選定する。

2 (現行どおり)

3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役から取締役社長1名、必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

【取締役会の招集通知】

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

【取締役会の決議の方法】

第25条 (現行どおり)

【取締役会の決議の省略】

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新設)

【取締役会の議事録】

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

【取締役会規程】

第27条 (条文省略)

【取締役の報酬等】

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

【取締役会の決議の省略】

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

【取締役への重要な業務執行の決定の委任】

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

【取締役会の議事録】

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

【取締役会規程】

第29条 (現行どおり)

【取締役の報酬等】

第30条 当社の取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

【取締役の責任免除】

第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

<p>【監査役および監査役会の設置】 第29条 当社は<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>【監査役の数】 第30条 当社の<u>監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>【監査役の選任】 第31条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>【監査役の任期】 第32条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【常勤監査役】 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>【監査役会の招集通知】 第34条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>【監査役会の決議方法】 第35条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>【監査役会の議事録】 第36条 <u>監査役会における議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>【監査役会規程】 第37条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>【監査等委員会の設置】 第32条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>【常勤の監査等委員】 第33条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>【監査等委員会の招集通知】 第34条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>【監査等委員会の決議方法】 第35条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>【監査等委員会の議事録】 第36条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>【監査等委員会規程】 第37条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
--	--

【監査役の報酬等】

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(削除)

【監査役の実任免除】

第39条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(削除)

2 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第7章 会計監査人

第6章 会計監査人

第40条～第42条（条文省略）

第38条～第40条（現行どおり）

【会計監査人の報酬等】

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。

【会計監査人の報酬等】

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第6章 計 算

第7章 計 算

第44条～第47条（条文省略）

第42条～第45条（現行どおり）

附 則

(新設)

【監査役の実任免除に関する経過措置】

第1条 当社は、第53期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる。

(新設)

【社外監査役の実任限定契約に関する経過措置】

第2条 当社は、第53期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の第2項の定めるところによる。

(新設)

【附則の削除日】

第3条 本附則第1条から第3条は、2029年6月開催の定時株主総会の終結の時をもって削除する。